

合併調整項目調整状況

事務事業番号	6340	専門部会名	農政	分科会名	農政	担当部署	土地改良課
事務事業名	単独土地改良事業						
合併前の事務事業の状況							
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村	合併後調整方針(協議会決定)			
<p>【目的】 ・農業基盤を整備し、農業生産の向上を図るため、自治会、水利組合、土地改良区、農業協同組合その他市長が適当と認めるものを行う土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付。</p> <p>【概要】 ・一般農道事業 ・一般かんぱい事業 ・安全施設整備事業 ・用悪水路整備事業 ・土地改良総合整備事業 ・防災事業 ・自然災害防災事業 ・公害防止事業</p>	<p>【目的】 ・農業用施設の新設改良等を行うことにより、農業経営の省力化、安定化を図る。</p> <p>【概要】 ・頭首工新設改良 ・農業用水路の新設改良 ・排水路の新設改良 ・農道の新設改良 ・舗装の新設改良 ・ほ場整備</p>	<p>【目的】 ・農業用施設の新設改良等を行うことにより、農業経営の省力化、安定化を図る。</p> <p>【概要】 ・基盤整備促進事業</p>	<p>【目的】 ・農業基盤を整備し、作業の効率化及び安定化を図り生産性の向上を推進する。</p> <p>【概要】 ・ほ場整備事業 ・ほ場整備事業以外 ・村長が認めるもの</p>	<p>新市において2年以内に新たな基準を策定し統一する。 新たな基準が策定されるまでに採択となった事業及び継続事業の地元分担率については、現行のとおりとする。ただし、新基準が現行を下回った場合には新基準を適用する。</p>			
合併後調整内容【調整済】							
<p>・土地改良事業補助金交付要綱を新設し、上田市土地改良事業分担金徴収条例施行規則を改正。真田町小規模土地改良事業補助条例及び土地改良事業補助金交付要綱、依田川沿岸土地改良区基盤整備事業等補助金交付要綱を廃止。(平成20年4月1日改正)</p>							